



平成 22 年 5 月 13 日

各 位

会社名 藤森工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤森明彦
(コード番号 7917 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 管理担当 飯島 崇夫
T E L 03-6381-4211

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行について

当社は、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより業績向上への貢献意欲をさらに高めること等を目的として、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行することについて、平成 22 年 6 月開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議しました。

1．役員退職慰労金制度の廃止

取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を、平成 22 年 6 月開催予定の定時株主総会終結時をもって廃止し、定時株主総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金については、打切り支給としたうえで当該各役員の退職時に支払う予定です。なお、当該打切り支給については、平成 22 年 6 月開催予定の定時株主総会に付議いたします。

2．株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行

役員退職慰労金制度の廃止にあわせ、取締役に対し、取締役の報酬額の範囲内において、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とするストックオプションを割り当ていたします。なお、当該ストックオプション報酬等に関しては、平成 22 年 6 月開催予定の定時株主総会に付議いたします。

当社の取締役に対して発行するストックオプションの内容は別紙のとおりです。

以上

ご注意：本リリースは、役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行について一般に公表するために作成されたものであり、投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

【別紙：当社取締役に対して発行するストックオプション（新株予約権）の内容】

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の種類は当社普通株式とし、その数は 200,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割、無償割当または併合の比率

また、上記のほか決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式数の調整を行う。新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

2. 新株予約権の総数

各定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の数は、2,000 個を上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は 100 株とする（ただし、1 に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う）。

3. 新株予約権の払込金額及びその算定方法

新株予約権の払込金額は新株予約権の割当日においてブラックショールズモデル等に基づき算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た金額とする。なお、取締役に対して新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬の請求権と新株予約権の払込金額を相殺する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上